農地法第３条と農地中間管理事業の比較表

賃貸借権

		農地法第３条	農地中間管理機構が行う 農地中間管理事業
対象者	借人	すべての方 （非農家の場合審査あり）	原則、地域計画において、農業を担う者に位置付けられている農業者
	貸人	農地の所有者	農地の所有者
権利期間		解約の申出がない限り自動更新	原則 10 年以上 契約期間満了で終了
申請時期		田については原則農閑期 畑は制限なし	随時 （利用権の設定時期は 7 月～9 月を除く毎月）
準備するもの		・印鑑 （未相続の土地であれば相続人の同意書）	・通帳の写し ・印鑑 （未相続の土地であれば相続人の同意書）
支払方法		・有償（口座、現金、物納） ・無償	・有償（口座） ・無償
手数料		なし	貸人・借人双方から、年間賃料の 0.75％を徴収 （1 万円あたり 75 円）

出し手農家のメリット
＊公的機関が農地を預かるので安心です
＊契約期間終了後には確実に農地が戻ります
＊賃料は確実に機構から振り込まれます

受け手農家のメリット
＊複数の出し手農家の農地を借りても契約は
機構とのみ行うので手間が省けます
＊口座振替で賃料の支払いが便利です